

<一般委託>

河川等清掃委託(その5)仕様書

河川等清掃委託(その5)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は河川等の環境を保全するため、除草、清掃（除草に伴い発生する一般廃棄物の運搬業務及び清掃に伴い発生する産業廃棄物の運搬業務を含む）を行うものである。
2	履行期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市内の河川等清掃委託（その5）対象地区（別紙のとおり）
4	業務内容	別紙の特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙の特記仕様書のとおり
6	関係法規	廃棄物の収集運搬及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)横須賀市長より一般廃棄物収集運搬業の許可（限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること）を受けた業者とする。 (2)神奈川県知事または横須賀市長より産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の許可を受けた業者とする。
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	建設部 自然環境・河川課 岡田 健 046-822-8608

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

河川等清掃委託(その5) 内訳書

(単価契約用)

(税抜き)

No.	項目	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	散在塵芥収集工	m2	66,720	9	
2	散在塵芥収集工 (川間川)	m2	5,420	9	
3	人力堆積塵芥収集工 (通路)	m3	1.8	24,834	
4	人力堆積塵芥収集工 (通路・川間川)	m3	0.2	30,724	
5	人力堆積塵芥収集工 (河床)	m3	1.8	35,569	
6	人力堆積塵芥収集工 (河床・川間川)	m3	0.2	42,011	
7	除草工	m2	10,512	323	
8	除草工 (川間川)	m2	2,116	347	

※ 業務で発生する一般廃棄物(刈草含む)の運搬費および廃棄物処理手数料は

単価に含むものとする。

※ 契約単価は、上限単価をこえることができない。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額(1円未満の端数は切捨てとする)の合計額を

入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

河川等清掃委託（その5） 特記仕様書

1 一般事項

(1) 適用

本仕様書に従い業務を履行すること。また、本仕様書に明記がない場合や不明な点については、監督員と協議しその指示に従うこと。

(2) 官公庁への手続き

業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施し、監督員に報告すること。

(3) 関係法規の遵守

業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規則を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

(4) 地元住民への対応

地元住民から要望などがあったとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、その指示に従うこと。

(5) 業務看板の設置

公衆の見やすい場所に業務内容の表示板や注意看板を設置すること。なお、業務内容の表示板については、以下に示す項目を明記すること。

- ・業務委託名
- ・業務内容
- ・期間、作業時間帯
- ・委託者名、連絡先
- ・受託者名、連絡先（本社又は現場事務所）

(6) 通報

作業時に施設の破損や不法投棄等を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(7) 後片付け

作業終了後、速やかに現場の後片付け、清掃を行うこと。

(8) 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- ・着手届
- ・現場代理人届
- ・工程表
- ・下請負者届（第三者へ委託を行う場合のみ）
- ・業務計画書（2部）

(9) 現場代理人

業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督員との連絡や調整を行える者を選定すること。

2 業務委託の監理

(1) 業務計画書

業務計画書には、以下の事項について記載すること。

- ・業務概要
- ・計画工程表（詳細）
- ・現場組織表
- ・主要機械等
- ・施行方法
- ・施行管理計画
- ・緊急時の体制及び対応
- ・交通管理
- ・安全管理
- ・環境対策
- ・廃棄物適正処理

(2) 工程管理

ア 本業務において、数量表による前期、後期の期間は以下を原則とする。

- ・前期：7月1日から9月30日まで
- ・後期：10月1日から令和6年3月31日まで

イ 工程表に基づき適正な進捗管理に努めること。

ウ 週末に当該週の作業内容及び翌週の作業予定を記載した週間工程表をFAXまたはメールにて送付すること。

エ 天候、繁茂状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう作業を進めること。

オ 台風や事故等に伴い、監督員より早期対応業務の指示があった場合は、その業務を優先して行うこと。

(3) 安全管理

ア 作業にあたっては、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じること。

イ 交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ぼないように十分な安全対策を講じること。

ウ 豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備すること。

エ 作業機械や道具類、刈草、ゴミ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、風等で道路や近隣に散乱しないように注意すること。

オ 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

カ 作業に従事する者に対し、刈払機の安全衛生教育等、使用機械に関する研修等を行うこと。

キ 作業中は蜂等の害虫に注意し、攻撃性が高まる時期は必要な対策をして作業を行うこと。

ク 事故などが発生した場合には、まず被害者の救助にあたるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出すること。

(4) 原状復旧

ア 作業にあたり河川施設及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。

イ 損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

(5) 発生材の対応

ア 刈草、集積ゴミ等の発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正な対応をすること。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。

イ 業務により発生した廃棄物は、産業廃棄物又は、一般廃棄物として処理すること。

ウ 産業廃棄物の処理作業においては、別紙の共通仕様書によること。

(6) 過積載の防止

刈草や集積ゴミ等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

(7) 写真

ア 写真是、以下に示す項目について撮影すること。

- ・作業毎にその内容が確認できること。
- ・作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影すること。
- ・スタッフ、テープ等を用いて出来高が確認できる状況を撮影すること。
- ・撮影箇所は業務前に配布する河川別詳細図のNo点を基本とする。

工種	状況写真			出来高写真 (検尺写真)
	作業前	作業中	作業後	
散在塵芥収集工	○	○	○	測点毎（概ね60m毎）※
人力堆積塵芥収集工	○	○	○	作業の都度※
除草工	○	○	○	測点毎（概ね60m毎）※

※同工種内で種別（河床、管理用通路、護岸、洲など）が分かれる場合、それぞれの出来高が分かるように撮影すること。監督員との協議により、撮影頻度の変更を可とする。

- イ 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いること。
 - ・業務委託名
 - ・撮影場所（河川名等）
 - ・作業名
 - ・撮影日
 - ・受託者名
- ウ 写真は、河川毎、作業毎に写真帳（A4縦3段）に整理し、業務完了時に、完了報告書内に綴り提出すること。
- エ 写真とともに、電子データ「CD」を提出すること。提出内容は以下のとおりとする。
 - ・有効画素数を100万画素程度とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定すること。
 - ・着手前、完成写真については、「着手前、完成」のPDFデータと写真データ（JPEG）をフルダ名「着手前、完成写真」として整理すること。
 - ・ラベル表記については、写真帳の表紙と同様にすること。但し、背表紙は不要とする。
 - ・上記方法以外で写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

3 業務委託の完了

（1）委託の検査

- ア 業務委託契約約款に基づく完了検査を受けること。
- イ 完了検査は、月毎に行うこと。ただし、監督員が認めた場合は、その限りではない。
- ウ 完了検査にあたり、完了届と共に以下の書類を提出すること。
 - ・出来高数量表
 - ・出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書、根拠図など）
 - ・記録写真
 - ・実施行程表
 - ・廃棄物処分伝票及び集計表
 - ・業務日誌
 - ・その他監督員が必要と認めた書類
- エ 検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

（2）数値基準

- ア 完了書類を作成する際は、以下の数値基準で作成すること。
- イ 散在塵芥収集工
 - ・出来高数量：整数止め （小数第1位を切捨て）
 - ・数量根拠：積上げ数値→小数第2位（小数第3位を四捨五入）
合計値 →整数止め （小数第1位を切捨て）
- ウ 堆積塵芥収集工
 - ・出来高数量：小数第1位 （小数第2位を切捨て）
 - ・数量根拠：積上げ数値→小数第2位（小数第3位を四捨五入）
合計値 →小数第1位（小数第2位を切捨て）
- エ 除草工
 - ・出来高数量：整数止め （小数第1位を切捨て）
 - ・数量根拠：積上げ数値→小数第2位（小数第3位を四捨五入）
合計値 →整数止め （小数第1位を切捨て）

4 清掃工

（1）目的

清掃工は、河川及び水路や管理用通路等の河川用地の美化を目的とする。

（2）散在塵芥収集工

- ア 河川内及び水路内に散在している浮遊ゴミ及び沈殿ゴミを収集すること。
- イ 河川管理用通路等の河川用地に散在しているゴミを収集すること。
- ウ 取残しがないように、きれいに集めること。
- エ 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意すること。
- オ スクリーン等に付着しているゴミをかき集めること。

- カ 収集した一般廃棄物は、横須賀ごみ処理施設『エコミル』に搬入し、処理すること。
キ 収集した産業廃棄物は、指定する別紙の処分先に搬入すること。
ク 運搬時は、収集した廃棄物が荷台から飛散しないようにすること。

(3) 人力堆積塵芥収集工

- ア 河川内及び水路内に堆積しているゴミを収集すること。
イ 河川管理用通路等の河川用地に堆積しているゴミを収集すること。
ウ 取残しがないように、きれいに集めること。
エ 収集したゴミ（産業廃棄物）は、指定する別紙の処分先に搬入すること。
オ 運搬時は、収集した廃棄物が荷台から飛散しないようにすること。

5 除草工

(1) 目的

- 除草・草刈等は、以下を目的とする。
- ・河川内及び水路の流路確保
 - ・河川管理用通路の通路確保
 - ・河川用地の美化及び景観の維持
 - ・病害虫発生の予防
 - ・火災の防止
 - ・見通しの確保による事故発生の防止

(2) 除草工

- ア 河川内及び水路内に繁茂しているものを刈込むこと。
イ 河川管理用通路等の河川用地に繁茂しているものを刈込むこと。
ウ 刈高は地表面から3cm未満とし、刈りむらのないように均一に刈込むこと。
エ ただし、法面の草刈については、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意すること。
オ 刈残しがないように注意すること。
カ 護岸に繁茂している草も除去すること。
キ 河川施設などにからんでいるつる性雑草も除去すること。
ク 刈った草は風雨による飛散や流出があるので、作業の都度搬出または、積込を行うこと。
ケ 刈り跡はきれいに清掃すること。
コ フェンスなどの河川施設及び河川用地に隣接する他の施設を損傷しないように注意すること。
サ 収集した刈草は、市の指定する施設（積替保管施設 長坂5-3656）に搬入し、処理すること。
シ 運搬時は、収集した刈草が荷台から飛散しないようにすること。

6 その他

(1) 追加業務

- 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件、同単価で契約する予定である。
なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。

(2) 追加業務

- この単価契約で示した工種以外の工種、業務及び処分先の変更等が発生した場合については、協議により決定する。

(3) その他

- 下請負者を使用する場合は、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 別紙参照
数量 : 別紙参照

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰するべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第2項関係)

産業廃棄物収集運搬 内訳書

No	廃棄物名	種別	単位	予定数量	備考
1	混合廃棄物	廃プラ・金属くず ・建設くずの混合	t	0.8	
2	廃プラスチック	比重0.2未満	kg	3	
3	ガラスくず及び陶磁器くず		kg	3	
4	廃タイヤ（乗用車・バイク）	ホイール付き	本	1	
5	廃タイヤ（乗用車・バイク）	ホイール無し	本	1	
6	バイク	原付	台	1	
7	自転車	タイヤ付	台	1	

※ 上記内訳書は予定品目及び予定数量とする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場（ガラスくず、ガレキ類及び陶磁器くず）

1 処分先（中間処分）

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社
所 在 地 : 神奈川県横須賀市長沢5-3241番地
処 分 の 方 法 : 破碎
施設の処理能力 : 416t／日

2 最終処分先

○最終処分

事業場の名称 : 新井総合施設 株式会社
所 在 地 : 千葉県君津市怒田字花立643-1
処 分 の 方 法 : 管理型
施設の処理能力 : 1,000,000m²

事業場の名称 : 株式会社 ジャパンクリーン
所 在 地 : 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木109他
処 分 の 方 法 : 管理型
施設の処理能力 : 48,921m³

3 再生先

○中間処理再委託

事業場の名称 : 株式会社 Rエンジニアリング
所 在 地 : 栃木県那須塩原市沼字蛇尾川向609-2
再 生 の 方 法 : 破碎
施設の処理能力 : 120t／日

処分又は再生を行う事業場（廃プラスチック類）

1 処分先（中間処分）

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社
所 在 地 : 神奈川県横須賀市長沢5丁目3241番地
処 分 の 方 法 : 破碎
施設の処理能力 : 4.64t/日

2 最終処分先

○最終処分

事業場の名称 : 岡山北エバーカリーン 株式会社
所 在 地 : 岡山県加賀郡吉備中央町上竹字笠ヶ谷6536番1外3筆
処 分 の 方 法 : 安定型
施設の処理能力 : 537,870m²

事業場の名称 : 株式会社 あいぐる
所 在 地 : 兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16番1外2筆
処 分 の 方 法 : 安定型
施設の処理能力 : 1,095,006m³

3 再生先

○中間処理再委託

事業場の名称 : 株式会社 シンシア
所 在 地 : 神奈川県横浜市金沢幸浦1-8-2外
再 生 の 方 法 : 焼却後再生利用（残渣物）
施設の処理能力 : 372t/日

○再生（ペットボトル）

事業場の名称 : 有限会社 クイーンズコーポレーション
所 在 地 : 神奈川県横須賀市長沢5-4-17
再 生 の 方 法 : 破碎売却
施設の処理能力 :

処分又は再生を行う事業場（混合廃棄物）

1 中間処分先

事業場の名称 :	環境衛生管理 株式会社
所 在 地 :	神奈川県横須賀市長沢5丁目3241番地
処 分 の 方 法 :	破碎
施設の処理能力 :	4.64t/日

2 最終処分先

○最終処分

事業場の名称 :	岡山北エバクリーン 株式会社
所 在 地 :	岡山県加賀郡吉備中央町上竹字笠ヶ谷6536番1外3筆
処 分 の 方 法 :	安定型
施設の処理能力 :	537,870m ²

事業場の名称 :	株式会社 あいぐる
所 在 地 :	兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16番1外2筆
処 分 の 方 法 :	安定型
施設の処理能力 :	1,095,006m ³

事業場の名称 :	新井総合施設 株式会社
所 在 地 :	千葉県君津市怒田字花立643-1
処 分 の 方 法 :	管理型
施設の処理能力 :	1,000,000m ²

事業場の名称 :	株式会社 ジャパンクリーン
所 在 地 :	宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木109他
処 分 の 方 法 :	管理型
施設の処理能力 :	48,921m ³

令和5年度 河川等清掃委託(その5)予定数量表

河川等清掃委託(その5)予定数量表				予定数量											
				委託延長 (m)	除草工				清掃工				道路 川間川 (m)	河床 川間川 (m)	
期間	番号	河川・水路名	備考		管理用通路等 (m)	河床 等 (m)	小計 (m)	×繁茂率 49.7%	散在塵芥収集工 (m)	川間川 (m)	川間川 (m)	川間川 (m)			
前期	8	衣笠町地内水路		230	0	190	190	94		380					
	9	和田川		360	200	340	540	268		1,420					
	10	久村地内水路		120	430	90	520	258		450					
	11	野比第二水路		170	220	0	220	109		360					
	12	—		—	—	—	—	—		—					
	13	千駄川		520	730	470	1,200	596		1,180					
	14	野比東川		350	580	360	940	467		1,160					
	15	松輪川		1,180	1,620	350	1,970	979		3,490					
	16	中村川		290	270	460	730	362		780					
	17	志も川		470	260	150	410	203		730					
	18	野比川		2,280	6,860	2,320	9,180	4,562		15,020					
	19	長沢川		2,880	4,520	3,910	8,430	4,189		13,990					
	20	長沢川支川		350	10	110	120	59		1,090					
	21	長沢6丁目地内水路		300	310	20	330	164		1,060					
	30.2	川間川(区間②)		430	770	2,720	3,490	1,734		2,710		0.1		0.1	
	年度当初控除分				-7,000	-5,000	-12,000	-12,000		-20,000					
	その他(7月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(8月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(9月)	地区全域		250		250	250			500					
	堆積塵芥(7月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(8月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(9月)	地区全域										0.2		0.2	
	小計				9,930	10,530	6,490	17,020	1,060	1,734	22,610	2,710	0.6	0.1	0.6
後期	8	衣笠町地内水路		230	0	0	0	0		380					
	9	和田川		360	200	0	200	99		1,420					
	10	久村地内水路		120	430	0	430	213		450					
	11	野比第二水路		170	220	0	220	109		360					
	12	—		—	—	—	—	—		—					
	13	千駄川		520	730	0	730	362		1,180					
	14	野比東川		350	580	0	580	288		1,160					
	15	松輪川		1,180	1,620	0	1,620	805		3,490					
	16	中村川		290	270	0	270	134		780					
	17	志も川		470	260	0	260	129		730					
	18	野比川		2,280	6,860	0	6,860	3,409		15,020					
	19	長沢川		2,880	4,520	0	4,520	2,246		13,990					
	20	長沢川支川		350	10	0	10	4		1,090					
	21	長沢6丁目地内水路		300	310	0	310	154		1,060					
	30.2	川間川(区間②)		430	770	0	770	382		2,710		0.1		0.1	
	その他(10月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(11月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(12月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(1月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(2月)	地区全域		250		250	250			500					
	その他(3月)	地区全域		250		250	250			500					
	堆積塵芥(10月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(11月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(12月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(1月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(2月)	地区全域										0.2		0.2	
	堆積塵芥(3月)	地区全域										0.2		0.2	
小計				9,930	18,280	0	18,280	9,452	382	44,110	2,710	1.2	0.1	1.2	0.1
合計				19,860	28,810	6,490	35,300	10,512	2,116	66,720	5,420	1.8	0.2	1.8	0.2

